

鶴岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予

○一部負担金の免除

対 象	世帯主又は被保険者が特別な事由※1に該当し、かつ次の①、②、③いずれにも該当する世帯
基準要件①	入院療養を受ける被保険者の属する世帯
基準要件②	世帯の実収入月額※2が基準額※3以下の世帯
基準要件③	預貯金が基準額の3か月分以下の世帯
内 容	一部負担金の全額免除
対象期間	3か月以内(更に3か月延長可能)

○一部負担金の減額

対 象	世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、かつ次の①、②、③いずれにも該当する世帯
基準要件①	入院療養を受ける被保険者の属する世帯
基準要件②	世帯の実収入月額が基準額×110/100以下の世帯
基準要件③	預貯金が基準額の3か月分以下の世帯
内 容	一部負担金の5割減額
対象期間	3か月以内(更に3か月延長可能)

○一部負担金の徴収猶予

対 象	世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、かつ次の①、②、③いずれにも該当する世帯
基準要件①	入院療養を受ける被保険者の属する世帯
基準要件②	世帯の実収入月額が基準額×120/100以下の世帯
基準要件③	預貯金が基準額の3か月分以下の世帯
内 容	一部負担金の支払い期限延長
徴収猶予期間	6か月以内

- ※1 特別な事由 : (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
 (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
 (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
 (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき

※2 実収入月額 : 世帯主及び世帯に属する被保険者の収入の額の合計額

※3 基準額 : 生活保護基準額×1155/1000

* 生活扶助、教育扶助、住宅扶助について厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯の需要の額の合計額